



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 104/2019年8月号

発行日：2019年8月29日

7月の日照不足も一転8月初旬は猛暑日が続きましたが、高校野球も終わり8月後半は平年並みに落ち着いたようです。

今年の高校野球は暑さ対策や球数制限の議論などがありました。特に球数制限に関しては、現役選手からOBの方までテレビや雑誌で色々コメントをされています。体力には個人差があるのであまり縛りすぎずに選手を見守るルールを作っていただきたいものです。

9月は平年以上に暑いようですので、自分の中で働き方のルールを決めて、秋バテしないよう取り組んでいきましょう。

I. 最新情報（2019年7月1日～2019年7月31日）

1. 会計制度委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内容	適用時期等
2019年 7月4日	実務 指針	会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」、金融商品会計に関するQ&A及び同4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」の改正について	日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、2019年6月13日に開催されました常務理事会の承認を受けて、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計実務指針」という。）、金融商品会計に関するQ&A（以下「金融商品会計Q&A」という。）及び同4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」（以下「外貨建取引等実務指針」という。）を2019年7月4日付けで公表しましたのでお知らせします。	2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用。

2. 業種別委員会

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年 7月31日	実務 指針	「業種別委員会実務指針第33号「信用金庫等における監査報告書の文例について」の改正について」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2019年7月18日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第33号「信用金庫等における監査報告書の文例について」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。	2020年3月 31日以後終了 する事業年度
2019年 7月31日	実務 指針	「業種別委員会実務指針第35号「農業信用保証保険法による農業信用基金協会の監査に当たっての監査上の取扱い」の改正について」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2019年7月18日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第35号「農業信用保証保険法による農業信用基金協会の監査に当たっての監査上の取扱い」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。	2020年3月 31日以後終了 する事業年度
2019年 7月31日	実務 指針	「業種別委員会実務指針第47号「特定目的会社に係る監査上の実務指針」の改正について」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2019年7月18日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第47号「特定目的会社に係る監査上の実務指針」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。	—

2019年 7月31日	実務 指針	「業種別委員会実務指針第7号「生命保険相互会社における監査報告書の文例について」の改正について」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2019年7月18日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第7号「生命保険相互会社における監査報告書の文例について」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。	2020年3月 31日以後終了 する事業年度
2019年 7月31日	研究 報告	「業種別委員会研究報告第4号「生命保険会社における任意監査の監査報告書の文例について」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2019年7月18日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会研究報告第4号「生命保険会社における任意監査の監査報告書の文例について」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。	—
2019年 7月31日	研究 報告	「業種別委員会研究報告第8号「金融商品取引法第24条の4の4第1項及び第2項の適用のない生命保険会社における任意の財務報告に係る内部統制の監査の留意事項（中間報告）」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2019年7月18日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会研究報告第8号「金融商品取引法第24条の4の4第1項及び第2項の適用のない生命保険会社における任意の財務報告に係る内部統制の監査の留意事項（中間報告）」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。	—

3. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年 7月29日	意見	IFRS 財団公開草案「IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブックの修正案」に対する意見について	2019年4月30日にIFRS財団評議員会から、公開草案「IFRS財団デュー・プロセス・ハンドブックの修正案」が公表され、意見が求められました。	—
2019年 7月30日	意見	IASB 公開草案「IFRS®基準の年次改善2018年—2020年サイクル」に対する意見について	2019年5月21日に国際会計基準審議会（IASB）から、公開草案「IFRS®基準の年次改善2018年—2020年サイクル」が公表され、意見が求められました。	—

4. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年 7月31日	公開 草案	「学校法人委員会実務指針第36号「私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の取扱い」の改正について」（公開草案）の公表について	日本公認会計士協会では、企業会計審議会が2018年（平成30年）7月5日付けで「監査基準の改訂に関する意見書」を公表したことに伴い、関連する監査基準委員会報告書を改正いたしました。これを踏まえ、学校法人委員会は、私立学校振興助成法に基づいて公認会計士又は監査法人が学校法人監査を実施する際の監査上の取扱い及び監査報告書の文例について見直しを図り、検討を進めてまいりました。 このたび、当委員会での検討を終えたため、「学校法人委員会実務指針第36号「私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の取扱い」の改正について」（公開草案）を公表し、広く意見を求めることといたしました。	—
2019年 7月31日	公開 草案	「学校法人委員会研究報告第32号「施設型給付費を受ける幼稚園のみを設置する学校法	日本公認会計士協会では、企業会計審議会が2018年（平成30年）7月5日付けで「監査基準の改訂に関する意見書」を公表したことに伴い、関連する監査基準委員会報告書を改正いたしました。これを踏まえ、学校法人委員会は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に準じて、公認会計士又は監査法人が施設型	—

		人等の会計及び監査に関する研究報告」の改正について」(公開草案)の公表について	給付費を受ける幼稚園法人等の監査を実施する際の監査上の留意事項及び監査報告書の文例について見直しを図り、検討を進めてまいりました。 このたび、当委員会での検討を終えたため、「学校法人委員会研究報告第32号「施設型給付費を受ける幼稚園のみを設置する学校法人等の会計及び監査に関する研究報告」の改正について」(公開草案)を公表し、広く意見を求めることといたしました。	
--	--	---	--	--

5. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年 7月22日	実務 指針	「公会計委員会実務指針第7号「独立行政法人監査における監査報告書の文例」の改正について」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	日本公認会計士協会（公会計委員会）は、2019年7月18日に開催された常務理事会の承認を受けて、「公会計委員会実務指針第7号「独立行政法人監査における監査報告書の文例」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。	2019年4月1日以後開始する事業年度
2019年 7月30日	実務 指針	「非営利法人委員会実務指針第34号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2019年7月18日に開催された常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会実務指針第34号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。	2020年3月31日以後終了する事業年度

2019年 7月30日	実務 指針	「非営利法人委員会実務指針第39号「医療法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2019年7月18日に開催された常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会実務指針第39号「医療法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。	2020年3月 31日以後終了 する事業年度
2019年 7月30日	実務 指針	「非営利法人委員会実務指針第41号「地域医療連携推進法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2019年7月18日に開催された常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会実務指針第41号「地域医療連携推進法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。	2020年3月 31日以後終了 する事業年度
2019年 7月31日	研究 報告	公会計委員会研究報告第24号「地方公会計の論点と方向性」の公表について	本公認会計士協会（公会計委員会）は、2019年7月18日に開催された常務理事会の承認を受けて、「公会計委員会研究報告第24号「地方公会計の論点と方向性」」を公表しましたのでお知らせします。	

6. IT 関係 (IT 委員会)

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年 7月9日	研究 報告	IT 委員会研究報告第53号「IT 委員会実務指針第6号「IT を利用した情報システムに関する重要な虚偽表示リスク」	日本公認会計士協会（IT 委員会）は、2019年7月8日付けで、IT 委員会研究報告第53号「IT 委員会実務指針第6号「IT を利用した情報システムに関する重要な虚偽表示リスクの識別と評価及び評価したリスクに対応する監査人の手続について」に関するQ&A」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」を公表しましたのでお知らせいたします。	—

		偽表示リスクの識別と評価及び評価したリスクに対応する監査人の手続について」に関するQ&A」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について		
2019年7月9日	研究報告	IT委員会研究報告第42号「IT委員会実務指針第6号「ITを利用した情報システムに関する重要な虚偽表示リスクの識別と評価及び評価したリスクに対応する監査人の手続について」に関するQ&A」の廃止について	2019年7月8日付けで、IT委員会研究報告第53号「IT委員会実務指針第6号「ITを利用した情報システムに関する重要な虚偽表示リスクの識別と評価及び評価したリスクに対応する監査人の手続について」に関するQ&A」が公表されたことに伴い、同日付けでIT委員会研究報告第42号「IT委員会実務指針第6号「ITを利用した情報システムに関する重要な虚偽表示リスクの識別と評価及び評価したリスクに対応する監査人の手続について」に関するQ&A」を廃止しましたのでお知らせいたします。	—

7. その他
特になし

II. 連絡広場
ワンポイントメッセージ

2019年7月4日付けで会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計実務指針」という。）、金融商品会計に関するQ&A（以下「金融商品会計Q&A」という。）及び同4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」（以下「外貨建取引等実務指針」という。）が公表されました。

同日に企業会計基準委員会より以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針が公表されています。

・企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

- ・改正企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」
- ・改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」
- ・企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」
- ・改正企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」
- ・改正企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」

主に金融商品の時価の算定に関するガイダンス及び開示に関して、国際的な会計基準との整合性を図るための検討が行われていましたが、国際財務報告基準（IFRS）第13号（以下「IFRS第13号」という。）の定めを基本的にすべて取り入れた会計基準となっています。しかし、我が国の実務にも配慮を行っているため、公正価値とは呼ばずに時価という用語を用いています。

「時価」とは、「算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格または負債の移転のために支払う価格」と定義されています。

時価は、直接観察可能であるかどうかにかかわらず、算定日における市場参加者間の秩序ある取引が行われると想定した場合の出口価格であるとされています。つまり、時価は、資産の売却によって受け取る価格または負債の移転のために支払う価格を意味し、交換取引において資産を取得するために支払った価格または負債を引き受けるために受け取った価格である入口価格ではないとされています。

基準においては、上記の定義の時価の算定単位、算定方法、その他取扱い、市場価格のない株式の取扱い、開示など具体的に定められています。

適用時期は、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとされます。

ただし、2020年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用できるとし、また、2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用できるとされています。

対象範囲としては、金融商品会計基準案における金融商品、棚卸資産会計基準案におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産になります。時価の算定に関しては対象となる金融商品又は棚卸資産を持っている会社は、新たに定められた方法の検討及び影響を早めに把握することが必要になります。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703